

令和5年度の各部会取組報告について

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| 1 | 計画推進部会に関する取組 | P.1 |
| 2 | 権利擁護部会に関する取組 | P.3 |
| 3 | 就労支援部会に関する取組 | P.6 |

福祉保健部 福祉課

1 計画推進部会に関する取組(計画策定・地域生活支援拠点等)

R5年度の取組内容

- **次期計画の策定**
→ 次期計画案を検討・策定するため、計画推進部会を2回開催した。
- **相談支援体制の構築**
→ 重層的支援体制整備事業と連動した、相談支援事業所と多分野・他機関との連携体制の構築
→ 相談支援専門員の人材育成として各種研修会を実施
(計画相談事務研修、精神保健をテーマとした研修、ケース検討会)
- **緊急受入体制の構築**
→ 緊急受入体制の課題の洗い出し(関係機関によるワーキング)
→ 緊急受入新規事前登録件数12件、緊急受入対応実績1件(R6.3.1時点)
- **地域生活支援拠点等の評価**
→ 地域生活支援拠点等についてR3年度からの活動評価を踏まえたR6年度から3年間の方針を決定

現状 と 課題

- 相談支援事業所が対応する相談が年々増加している。
- 相談支援専門員を十分に確保できず、相談支援専門員への負担が増加している。
→ 相談支援専門員の負担軽減策が必要
- 緊急受入に関して、関係者が年度単位で交代してしまい、関係者が課題や取組を共有できない。
→ 緊急の定義の共有やルールについての意思統一、現状の受入体制にある問題点等を定期的に話し合う場が必要
- 医療的ケア児・者や強度行動障がい児・者の緊急受入先が十分ではない。
→ 緊急受入先拡大に向けた新たな受入先の確保と、緊急型訪問対応の支援体制の整備が必要

部会における検討・取組の方向性(R6~8年度)

- 相談支援専門員の負担軽減策の検討・取組を行うことで、相談支援体制の充実を図る。
- 緊急受入先の拡大策の検討・取組を行うことで、地域全体での受入体制の強化を図る。

1 計画推進部会に関する取組(強度行動障がい・医療的ケア)

R5年度の取組内容

相談支援専門員が捉える優先度・緊急度の高い地域課題について、支援実態を把握するための調査を実施

地域課題 1「強度行動障がい児・者が利用できるサービス事業所が少ない」

■ 強度行動障がい児・者の支援実態把握調査の実施

調査①…対象：月ヶ岡特別支援学校、相談支援事業所 7か所

内容：行動障がい児・者の人数、年代、サービス利用状況、不足するサービス 等

調査②…対象：障がい福祉サービス事業所（放課後等デイ、児童発達支援事業所を含む。）27か所

内容：県主催強度行動障がい支援者養成研修受講状況、行動障がい児・者の受入状況、受入れに当たって工夫したこと、必要な支援体制 等

地域課題 2「医療的ケア児・者の家族へかかる介護負担が大きい」

→ 医療的ケア児・者の支援実態把握調査の実施

対象：月ヶ岡特別支援学校、相談支援事業所、子育て支援課 8か所

内容：医療的ケア児・者の人数、年代、サービス利用状況（訪問看護、通所リハ等医療保険制度を含む。）、病名、必要な医療、かかりつけ医療機関、緊急時の対応、保護者の要望 等

現状 と 課題

地域課題 1（強度行動障がい児・者）について

- ・支援者側のスキルが不足している。
- ・支援者が困ったときに助言をもらえる体制がない。
- ・放課後等デイと生活介護の事業所間での行動障がいに関する支援内容を共有する機会がない。

地域課題 2（医療的ケア児・者）について

- ・通所時の送迎は事業所ではなく家族が行っていることが多く、家族の介護負担が大きい。
- ・短期入所、レスパイトで利用できる資源が少ない。

部会における検討・取組の方向性(R6～8年度)

重度の障がい者の受皿確保策の検討・取組を行うことで、支援体制の充実を図る。

2 権利擁護部会に関する取組 (①ともまち条例の推進)

R5年度 of 取組内容

ともまち条例の基本施策に基づく取組について

- **情報・コミュニケーション支援**
手話通訳窓口の設置時間の拡大、手話奉仕員養成講座(入門編)の開講 意思疎通支援の実施 (ほか)
- **周知啓発の実施**
チラシ・パンフレットの作成・周知、広報さんじょう・SNSの活用 (ほか)
- **社会参加の促進**
他機関と連携したユニバーサルスポーツの普及、地域活動支援センターの新規開設 (ほか)
- **交流機会の創出**
ツナガルフォーラムの開催(学生とのコラボパフォーマンス、障がい者アート展示、福祉作業所による物販) (ほか)
- **心理的支援**
精神障がい者によるピアカウンセリングの実施
- **共生社会推進企業(ツナガルカンパニー)認証制度**
登録事業所数:23事業所 (R6.3.13時点)



現状 と 課題

特定のターゲットを定めず、広く周知啓発を行ったものの、従来のようなチラシの配布やホームページ上での情報提供だけでは、障がい分野に関心のない市民・事業者に浸透していかない。

部会における検討・取組の方向性(R6～8年度)

市民や各分野(福祉・医療・サービス・雇用・教育・公共交通・不動産)に対する効果的な周知方法を検討し、取組の見直しを行いながら、障壁の解消・条例の浸透を図る。

2 権利擁護部会に関する取組 (②成年後見制度の利用促進)

R5年度の取組内容

- **権利擁護支援者養成研修会の開催【中核機関・社会福祉協議会】**
→地域の権利擁護支援の担い手確保を目的とした研修会(4日間)を開催した。
受講人数: 18人(地域福祉に関心がある住民、高齢・障がい分野の支援者)
- **法人後見事業の拡充【中核機関】**
→受任件数増加を図るため、権利擁護体制強化に向けた協議を行い、R6年度予算が確保された。
(R6年度から8年度までの3年間で30件の受任件数の増を目指す。)
- **親族後見人の確保等の検討【権利擁護部会】**
→協議会の取組として、相談支援専門員と親族後見人の現状等に関する情報共有を行った。

現状 と 課題

- **成年後見制度の利用ニーズが増大しているが、対応するための後見人等が不足している。**
 - ・法人後見事業以外の有効な確保策について、方策が見つけられていない。
- **親族後見人の確保策について**
 - ・親族後見人を確保するための効果的なアプローチ方法を整理できていない。
 - ・親族後見人の候補者になり得る人がどの程度いるのか把握できていない。
 - ・親族後見人をバックアップする体制がないので、親族は利用しづらいのではないか。
 - ・支援者の知識にバラツキがあり、初動対応できるだけのスキルを身に付ける必要がある。
- **中核機関との連携**
 - ・高齢分野においても同じ課題があることから、中核機関と連携しながら取り組む必要がある。

部会における検討・取組の方向性(R6~8年度)

中核機関と連携しながら、成年後見制度の担い手確保策の検討・取組を行うことで、制度の利用促進を図る。

2 権利擁護部会に関する取組（③障がい者虐待・差別）

R5年度の取組内容

- **障がい者虐待** ・障がい者虐待対応基礎研修会の開催
→相談支援専門員を対象に障害者虐待防止法のポイントや三条市における障がい者虐待の現状を共有
- **障がい者差別** ・市内相談支援事業所及び教育委員会への照会（4回/年）
・「三条市障がいを理由とする差別解消のための調整委員会」の設置
・障がい者差別に関する相談窓口の追加・周知

現状 と 課題

障がい者虐待

- ・警察からの通報件数に比べ、支援機関（相談支援専門員やサービス事業所）からの通報件数が少ない。
- ・虐待を疑う状態かどうかの線引きができず、特に支援機関においては、世帯との信頼関係を考えると通報を躊躇してしまう。

	通報件数 (総件数)	通報者の内訳					
		警察	相談支援 専門員	障がい福祉 サービス事業 所	医療機関	基幹相談 支援センター	他行政機関
R4年度	21	17	3	0	0	0	1
R5年度（2月末時点）	29	21	2	3	1	1	1

障がい者差別

- ・差別事案の実態を把握するための方法が確立できていない。
- ・当事者、支援者ともに障がい者差別の意識が欠如しているため、相談に至らないケースもあるのではないかと。
- ・障がい者差別に関する相談：3件

部会における検討・取組の方向性(R6～8年度)

障がい者虐待の実態を把握するための方法や、差別意識の転換策の検討・取組を行うことで、
障がい者差別解消の推進を図る。

3 就労支援部会に関する取組(精神・発達障がい者の就労移行支援)

R5年度の取組内容

- ① **精神・発達障がい者の就労移行支援に関する課題の共有・再整理** (ワーキング、就労支援部会)
地域課題の共有及び整理、具体的な取組案の検討
- ② **地域アセスメントの実施** (ワーキング)
市内就労移行支援事業所の支援プログラムを共有・見学を実施
市外の先進事業所(アルファスブライト@長岡市、白山浦@新潟市)の視察
- ③ **支援プログラムの実践** (ワーキング)
先進事業所のプログラムを反映した試行プログラムを取り入れ、市内3事業所合同により実践した。

現状 と 課題

・先進事業所の支援プログラムを取り入れながら、障がい種別にとらわれない支援方法を実践することで、支援者や利用者は一定の手応えを感じたものの、精神・発達障がい者の利用促進につながる直接的な要因としては弱い。

▼就労移行支援サービスの利用状況(R6.1月末時点)

事業所	定員	利用者数 (R5.6月との比較)	身体	知的	精神(うち発達)
A	6	自己都合退所 3(▲1)	—	2	1(1)
B	10	5(±0)	—	4	1(1)
C	12	就職による減 5(▲2)	—	4	1(1)
市外	—	7(±0)	—	1	6(1)

部会における検討・取組の方向性(R6～8年度)

市内就労移行支援事業所によるワーキングを通じて、支援プログラムの改善策の検討・取組を行うことで、精神・発達障がい者にも対応した支援プログラムを完成させる。